

第59回町村議会議長全国大会

～地方創生の実現をめざして～

とき 平成27年11月11日

ところ N H K ホール

全国町村議会議長会

目 次

大会次第	1
宣 言	2
決 議	4
東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する 特別決議	6
地方創生の推進に関する特別決議	8
町村税財源の充実強化に関する特別決議	10
T P Pに関する特別決議	12
参議院選挙制度改革に関する特別決議	13
日米地位協定の見直しに関する特別決議	14
要 望		
第 1 東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立…		17
第 2 地方創生の推進	24
第 3 分権型社会の実現と道州制導入反対	27
第 4 町村財政の強化	29
第 5 議会の機能強化	36
第 6 監査機能の強化	40
第 7 農業・農村振興対策の強化	41

第 8 森林・林業・山村振興対策の強化	46
第 9 水産業・漁村振興対策の強化	51
第 10 中小企業振興対策の強化	55
第 11 環境保全対策の推進	58
第 12 情報化施策の推進	62
第 13 地域保健医療の向上	65
第 14 医療保険制度の改善	68
第 15 老人保健福祉対策の強化	72
第 16 少子化・社会福祉対策の強化	75
第 17 教育・文化の振興	77
第 18 生活環境施設の整備促進	80
第 19 消防体制の強化	82
第 20 地域改善対策の推進	84
第 21 交通体系の整備促進	86
第 22 国土政策の推進	88
第 23 北方領土の早期返還の実現、竹島の領土権確立 及び尖閣諸島海域での安全操業の確保等	92
第 24 基地対策の推進	94
第 25 特定地域の振興	96

各地区要望

第 1 北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望（北海道地区）	105
第 2 東北地方における高速自動車国道等の整備促進に関する要望（東北地区）	106
第 3 関東地方における高速交通体系の建設促進等に関する要望（関東地区）	109
第 4 北信越地方における高速交通体系の整備促進に関する要望（北信越地区）	110
第 5 東海地方における高規格幹線道路網等の整備促進に関する要望（東海地区）	114
第 6 近畿地方における高規格幹線道路網等の建設促進に関する要望（近畿地区）	116
第 7 中国地方における高速交通体系等の整備促進に関する要望（中国地区）	117
第 8 「四国8の字ネットワーク」の早期整備及び道路インフラの老朽化対策に関する要望（四国地区）	118
第 9 九州地方における交通網の整備促進に関する要望（九州地区）	121

大会次第

とき 平成27年11月11日

正午開会

ところ N H K ホール

- | | |
|-----|----------|
| 1 | 開会のことば |
| 2 | 国歌斉唱 |
| 3 | 会長あいさつ |
| 4 | 宣言 |
| 5 | 来宾祝辞 |
| 6 | 来宾紹介 |
| 7 | 議長団選出 |
| 8 | 議事 |
| (1) | 要望 |
| (2) | 決議 |
| (3) | 特別決議 |
| (4) | 実行運動方法 |
| 9 | ガンバローコール |
| 10 | 閉会のことば |

宣 言

我々町村は、国民生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、我が国の景気は、これまで緩やかな回復基調が続いているものの、町村においては、少子・高齢化や過疎化の中で、依然として厳しい経済・雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。

加えて、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による影響は、被災地のみならず我が国社会全体に及んでおり、本格的な復興に向けて解決すべき課題が山積している。

特に、原子力事故の影響を受けた地域においては、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不自由な避難生活を余儀なくされている。

今こそ、国と地方が一体となって、本格的な復興への取組みを加速化させるとともに、人口減少の克服と地方創生を実現するためには、町村の自治能力を高め、都市と農山漁村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要である。

国は、本年、地方分権改革を推進するための新たな手法として導入された提案募集に対する地方公共団体等からの提案を踏まえた「第5次一括法」を制定したが、依然として残された課題は多く、これまで以上にきめ細かく町村の声に耳を傾け、真の分権型社会が実現されることを強く期待するものである。

我々議会人は、本日、「第59回町村議会議長全国大会」を開催し、地方創生の実現をめざし、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

平成27年11月11日

第59回町村議会議長全国大会

決 議

- 一 東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立を期する
- 一 地方創生の推進を期する
- 一 分権型社会の実現と道州制導入反対を期する
- 一 町村財政の強化を期する
- 一 議会の機能の強化を期する
- 一 農林水産業振興対策の強化を期する
- 一 中小企業振興対策の強化を期する
- 一 環境保全対策の推進を期する
- 一 情報化施策の推進を期する
- 一 地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する

- 一 少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する
- 一 教育・文化の振興を期する
- 一 交通及び生活環境の整備促進を期する
- 一 消防体制の強化を期する
- 一 国土政策の推進を期する
- 一 基地対策の推進を期する
- 一 過疎、豪雪及び離島等の特定地域の振興を期する

以上、決議する。

平成27年11月11日

第59回町村議会議長全国大会

東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議

東日本大震災から4年8か月が経過し、この間、被災自治体は、国の特例的な支援を最大限活用し、懸命の努力と全国の自治体関係者の連携・協力等により、本格的な復興に向けた取組みを全力で行ってきた。

しかしながら、役場職員の人員不足、建設業の人手不足・人件費高騰や資材の不足・高騰などにより、復興事業に遅れが生じている。

特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた地域においては、復旧・復興事業は遅れ、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不自由な避難生活を余儀なくされている。

また、将来、想定される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を強化すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 平成28年度以降においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるよう、国は、被災町村の意見を踏まえ特例的な財政支援を継続し、復旧・復興が完了するまでの間、万全の予算措置を講じること。
- 2 震災の影響により人口減となった自治体においては、平成27年国勢調査人口を普通交付税の算定基礎とすることは財政への影響が甚大であることから、平成22年国勢調査人口を引き続き普通交付税算定基礎とするなどの特例措置を設けること。

- 3 被災自治体に対する人的支援等が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。
 - 4 地域産業の復興支援のため、「農業・農村の復興マスター プラン」及び「水産復興マスター プラン」に基づく施策を着実に実施するとともに、震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。
 - 5 復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足・資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。
また、地震・津波によって被害を受けた鉄道、道路、防潮堤等のインフラ整備を早急に行うこと。
 - 6 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」に基づき、原子力事故の早期収束を図ること。
特に、汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」に基づいて、国の責任で着実に実施すること。
 - 7 原子力事故により生じた直接被害や風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、損害の範囲を幅広くとらえ、全て賠償の対象とすること。
 - 8 「大規模災害からの復興に関する法律」等が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。
また、火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に対応するため、早急に必要な法制度の整備及び対策を講じること。
- 以上、特別決議する。

平成27年11月11日

第59回町村議会議長全国大会

地方創生の推進に関する特別決議

我が国は急速な少子・高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、町村の基幹産業である農林漁業の低迷や若年人口の減少により地域経済は衰退し、厳しい状況にある。

こうした中、政府は、昨年12月、人口減少の克服と地方創生に向けて、2060年に1億人程度の人口を確保する「長期ビジョン」と今後5か年の政策目標・施策を策定する「総合戦略」を策定した。

これを受け、現在、地方においては、地方の創意工夫を活かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略等の策定に向けて取り組んでいるところである。

政府が本年を「地方創生元年」と位置づける中、人口減少の克服と地方創生は、国と地方が連携・協力して総力を挙げて取り組むべき国家的課題であり、我々町村としても、真正面からこの課題に取り組む覚悟である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を踏まえ、町村が創意工夫により施策を進める上で支障となる法令や制度等について見直しを行うとともに、町村が実施するこれらの施策について、制度的にも財政的にも支援すること。
- 2 地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、幅広い事業に活用できるよう、各省縦割りの補助金ではなく、自由度の高い包括的なものとすること。

また、その内容や規模については、地方の意見等を十分に踏まえ、更なる検討を進めるとともに、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう、継続的なものとすること。

- 3 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を發揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。
- 4 新型交付金に係る地方の財政負担については、町村が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。
- 5 地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中を是正するため、企業・大学・政府機関等の地方移転など、抜本的な対策を講じること。

以上、特別決議する。

平成27年11月11日

第59回町村議会議長全国大会

町村税財源の充実強化に関する特別決議

多くの町村においては、これまで若者の流出などによる人口の減少に伴い、地域経済の活力が低下し、地域の伝統・文化の継承の危機に直面する等、多くの課題を抱えている。

このような中、徹底した行財政改革を断行するとともに、厳しい財政状況のもと、各種対策に取り組んでいるところであるが、これまでにも増して活力ある持続可能な地域づくりを進めていくためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進めるとともに、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税総額と合わせ、一般財源の充実確保が不可欠である。

平成28年度予算の編成にあたっては、社会保障関係の経費が年々増大を続ける中、地方が自己責任を十分果たせるよう、地方財政計画において財政需要を適切に反映した上で所要の財源を的確に確保すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の拡充を図ること。
- 2 地方交付税の法定率の引き上げを図るとともに、基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。

- 3 今後数年で法人実効税率を20%台まで引き下げる場合には、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを前提とし、地方財政に影響を与えないようにすること。
- 4 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。
- 5 消費税率10%への引上げ時における自動車関係諸税の見直しにあたっては、町村にとって極めて貴重な財源であることから、町村財政へ影響を及ぼすことのないよう、確実に代替財源を確保すること。
- 6 ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

以上、特別決議する。

平成27年11月11日

第59回町村議会議長全国大会

ＴＰＰに関する特別決議

10月5日、米国アトランタでのTPP閣僚会合において、TPP交渉が大筋合意に至った。

TPP交渉にあたっては、これまで我が国の国益を損なうことがないよう毅然として対応するとともに、十分な情報開示と説明責任を果たすことを求めてきた。とりわけ、農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保について、国会における決議等を踏まえ、国民との約束を守るよう万全を期することを強く求めてきたところである。

今回の大筋合意に伴い、全国的に幅広い分野において大きな影響が懸念されるところであり、特に農林水産業に深刻な影響を及ぼすことを危惧している。

よって、大筋合意の内容と地方経済や国民生活全般に与える影響等について詳細かつ丁寧な説明と情報提供を行うとともに、町村における基幹産業である農林水産業や、食料供給、水源涵養、国土保全、伝統・文化の継承などに重要な役割を担っている農山漁村が、将来にわたり持続的に発展していくよう、万全の対策を講じることを強く要請する。

以上、特別決議する。

平成27年11月11日

第59回町村議会議長全国大会

参議院選挙制度改革に関する特別決議

参議院議員選挙における「一票の較差」を是正するため、去る7月28日、鳥取・島根、徳島・高知の人口の少ない県単位の選挙区を合区とする内容を含む改正公職選挙法が成立した。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためにには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが大切であり、人口によって単純に区割りを決定することは、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生に逆行するものである。

国においては、今般の改正公職選挙法附則第7条において、「選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」とされている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

平成27年11月11日

第59回町村議会議長全国大会

日米地位協定の見直しに関する特別決議

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、31の都道府県に131施設、約10万2千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約74%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後70年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、50年以上もの間、1度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

平成27年11月11日

第59回町村議会議長全国大会

	要	望	
--	---	---	--

第1 東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立

東日本大震災から4年8か月が経過し、この間、被災自治体は、国の特例的な支援を最大限活用し、懸命の努力と全国の自治体関係者の連携・協力等により、本格的な復興に向けた取組みを全力で行ってきた。

しかしながら、役場職員の人員不足、建設業の人手不足・人件費高騰や資材の不足・高騰などにより、復興事業に遅れが生じている。

特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた地域においては、復旧・復興事業は遅れ、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不自由な避難生活を余儀なくされている。

今こそ、国と地方が力を合わせ、英知と決断、そして迅速な対応により、本格的な復興への取組みをスピードアップしなければならない。

また、将来、想定される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を強化すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

記

1 東日本大震災からの復興

(1) 復興のための財政措置

- ① 平成28年度以降においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるよう、国は、被災町村の意見を踏まえ特例的な財政支援を継続し、復旧・復興が完了するまでの間、万全の予算措置を講じること。
- ② 震災の影響により人口減となった自治体においては、平成27年国勢調査人口を普通交付税の算定基礎とすることは財政への影響が甚大であることから、平成22年国勢調査人口を引き続き普通交付税算定基礎とするなどの特例措置を設けること。
- ③ 被災自治体に対する人的支援等が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。
また、被災自治体における膨大な事務負担の軽減を図るため、事務手続きの緩和・簡素化の措置を講じること。
- ④ 避難者や被災自治体の行政機能を受け入れている自治体に係る地方交付税の算定については、当該受け入れに要する財政需要を通常の財政需要額とは別枠で確保すること。

⑤ 被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興交付金制度の期間を復興が完了するまで延長し、必要な予算措置を講じること。

(2) 被災者支援施策の充実・強化

- ① 地震、津波等により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。
- ② 今後の恒久的な住宅供給対策については、地元建設業者を活用した復興住宅の建設を進めるなど、被災地のニーズ・実情に即して柔軟に実施すること。

(3) 地域産業の復興支援

- ① 農林水産業の復旧・復興が一日も早く実現できるよう、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産復興マスタープラン」に基づく施策を着実に実施すること。
- ② 震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。

(4) 公共インフラの早期整備

- ① 復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足、資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。
- ② 地震・津波によって被害を受けた鉄道、道路、防潮堤、学校、病院等のインフラ整備を早急に行うこと。

2 原子力災害対策

- (1) 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」に基づき、原子力事故の早期収束を図ること。
特に、汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」に基づいて、国の責任で着実に実施すること。
- (2) 原子力事故により生じた直接被害や風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、損害の範囲を幅広くとらえ、全て賠償の対象とすること。
また、賠償金の支払いを確実かつ迅速に行うとともに、賠償請求手続きを簡素化し、賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談等の対応を徹底すること。
- (3) 除染については、住民が行う除染も含め、費用全てを国が負担すること。
また、除染が終了した地域においても、その後の線量実

態に応じて追加的除染を実施できること。

- (4) 農業用ダム・ため池の除染にあたっては、万全な支援策を講じるとともに、除染特別地域内については、事業代行制度など国による実施体制を構築すること。

さらに、河川・湖沼等も除染の対象として位置付けること。

- (5) 汚染土壤、汚染廃棄物、下水・浄水処理施設から発生する下水汚泥及びごみの焼却時に発生する飛灰等については、国の責任において、減容化施設及び中間貯蔵施設の設置並びに最終処分場を確保すること。

- (6) 避難が長期化している被災者に対し、住居、雇用、教育等生活全般について、きめ細やかな支援策を充実・強化すること。

特に、要介護者や震災関連死者が増加していることから、災害弱者である子どもや高齢者、障がい者等に対する支援を強化すること。

また、長期避難者のための生活拠点の整備推進を促進すること。

- (7) 原子力事故に伴う住民の健康管理にあたっては、国が責任をもって健康被害の防止を図るとともに、不安の払拭に向けた取り組みを強化すること。

- (8) 国民に対し、科学的根拠に基づく正しい情報を発信し、

風評被害の防止に努めるとともに、風評被害解消に向けた適切な施策を積極的に講じること。

また、時間の経過とともに、原子力災害が福島県だけの災害として矮小化するような風潮の拡大が懸念されることから、風化防止に取り組むこと。

3 大規模災害対策の確立

(1) 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に対応するため、早急に必要な法制度の整備及び対策を講じること。

- (2) 地震・津波・火山噴火に対する予知観測施設の強化及び災害予報体制を早急に確立すること。
- (3) 大規模災害時に生じる膨大な災害廃棄物について、広域的な処理体制を確立すること。
- (4) 大規模災害発生時に大量の避難民が発生した場合に備え、

応急仮設住宅用の土地及び被災者用住宅を事前に確保すること。

(5) 大規模災害に対応するため、全国防災・減災事業が確実に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

特に、避難場所となる公共施設等の耐震化や高台移転を促進すること。

(6) 多数の者が利用する大規模建築物の耐震改修を更に促進するため、耐震対策緊急促進事業を延長・拡充すること。

(7) 発災後の新たなまちづくりを迅速かつ円滑に進めるため、全国の地籍調査が速やかに完了するよう、公共事業に位置付けるなど新たな制度を構築すること。

(8) 役場機能が滅失した場合に備え、広域的なバックアップ体制を確立すること。

(9) 地域防災力を強化するため、消防職員及び警察職員を除く全ての地方公務員が、勤務時間外においても、消防団員と同等の災害対応能力を発揮できる新たな制度を構築すること。

第2 地方創生の推進

我々町村は、国民生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全等国民生活に極めて重要な役割を果たすとともに、大都市へ優秀な人材を送り続けるなど、国の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、我が国は急速な少子・高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、町村の基幹産業である農林漁業の低迷や若年人口の減少により地域経済は衰退し、厳しい状況にある。

こうした中、政府は、昨年12月、人口減少の克服と地方創生に向けて、2060年に1億人程度の人口を確保する「長期ビジョン」と今後5か年の政策目標・施策を策定する「総合戦略」を策定した。

これを受け、現在、地方においては、地方の創意工夫を活かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略等の策定に向けて取り組んでいるところである。

政府が本年を「地方創生元年」と位置づける中、人口減少の克服と地方創生は、国と地方が連携・協力して総力を挙げて取り組むべき国家的課題であり、我々町村としても、真正面からこの課題に取り組む覚悟である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

記

- 1 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を踏まえ、町村が創意工夫により施策を進める上で支障となる法令や制度等について見直しを行うとともに、町村が実施するこれらの施策について、制度的にも財政的にも支援すること。
- 2 地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、既存の補助制度では対応が難しい複合的な事業や、多様な主体による協働あるいは自治体間の連携による事業などにも幅広く活用できるよう、各省縦割りの補助金ではなく、自由度の高い包括的なものとすること。
また、その内容や規模については、地方の意見等を十分に踏まえ、更なる検討を進めるとともに、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう、継続的なものとすること。
- 3 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独白性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）の拡充を図ること。

- 4 新型交付金に係る地方の財政負担については、町村が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）とは別に、地方財政措置を確実に講じること。
- 5 地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について、交付税措置を講じること。
- 6 地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中を是正するため、企業・大学・政府機関等の地方移転など、抜本的な対策を講じること。
- 7 地方創生に積極的に取り組む小規模町村に対し、国家公務員等の人材を派遣する「地方創生人材支援制度」については、希望する町村に適切な人材を派遣されるよう、必要な人材を確保すること。

第3 分権型社会の実現と道州制導入反対

本年、地方分権改革を推進するための新たな手法として導入された提案募集に対する地方公共団体等からの提案を踏まえた第5次一括法が成立し、真の分権型社会に向けての施策が着実に進展している。

一方、道州制については、与党における今後の議論の進め方において、地方、特に町村の意見等を踏まえれば、道州制推進基本法案を直ちに国会に提出できる環境にはないとしている。さらに、道州制と地方創生の関係についても、今後、整理が必要となってくるとしており、こうした状況を踏まえると、基本法の旗を掲げつつ、時宜を見て、法案の国会提出を目指すこととしている。

道州制が導入された場合、多くの町村は、事務権限の受け皿という名目のもと、事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政の距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を

十分に踏まえ、一体的に権限・事務・税財源の移譲を進める
こと。

- 2 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権の拡大を図ること。その際、町村が条例化に向けて検討を行えるよう適切な情報提供を行うこと。
- 3 地方分権改革における「提案募集方式」については、提案実現に向け積極的に検討し、提案を反映すること。
- 4 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。
- 5 法令によって都道府県から市町村へ権限移譲を行うにあたっては、市町村の名称のみで差を設けることなく、市町村と十分協議すること。
- 6 全国画一的な制度を見直し、町村の地理的状況や文化・歴史等を踏まえ、町村が主体的に選択、実施できる制度の検討を進めること。
- 7 道州制は絶対に導入しないこと。

第4 町村財政の強化

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行政財政改革を断行し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいるが、依然として厳しい経済・雇用情勢が続いている。

一方、政府は、人口減少の克服と超高齢化という我が国が直面する大きな課題に取り組むため、地方と一体となって地方創生を推進しているが、その取組みはいまだ緒についたばかりである。

こうした中で、町村が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して地域づくりを進めるためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進める一方、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税総額と合わせ、一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせること。
- (2) 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。
- (3) 消費税率10%時における軽減税率制度の導入にあたっては、国・地方の社会保障税源確保の重要性などに鑑み、慎重に検討するとともに、実際に導入する場合には代替財源を確保する方策を同時に構じること。
- (4) 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- (5) 地方法人課税の偏在是正に関する検討にあたっては、法人住民税が町村にとって企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること等を踏まえ、個別町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うこと。
- (6) 今後数年で法人実効税率を20%台まで引き下げる場合には、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを前提とし、地方財政に影響を与えないようにすること。
- (7) 分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。

- (8) 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。
- (9) 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。
特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。
- (10) 消費税率10%への引上げ時における自動車関係諸税の見直しにあたっては、町村にとって極めて貴重な財源であることから、町村財政へ影響を及ぼすことのないよう、確実に代替財源を確保すること。
- (11) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。
- (12) たばこ税の税率の将来に向かっての引き上げにあたっては、市町村に及ぼす影響を勘案し、現行の総額を確保すること。
- (13) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (14) ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場

所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (15) 森林の整備・保全を町村が実施していることに鑑み、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」による収税の一定割合を森林面積に応じて譲与すること。
- (16) 森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。

2 地方交付税制度の改革

- (1) 地方交付税は、地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」に変更すること。
また、国的一般会計を経由せず「地方交付税（地方共有税）及び譲与税特別会計」に繰り入れること。
- (2) 地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。
- (3) 地方交付税（地方共有税）の財源保障機能及び財政調整機能に則り、地方財政計画に町村の財政需要を適切に反映させ、地方交付税の総額を確保すること。
また、大幅な地方の財源不足が続いていることから、地

方交付税（地方共有税）の法定率を引き上げること。

- (4) 地域経済の活性化、雇用等対策に必要な財源を確保する観点から、地方財政計画における「歳出特別枠」及び地方交付税の「別枠加算」は堅持すること。
- (5) 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）の拡充を図ること。
- (6) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、今後徐々に取組みの成果（成果指標）による算定方式にシフトするとされているが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服と地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取組みが必要であることを十分に考慮すること。
- (7) 新型交付金に係る地方の財政負担については、町村が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）とは別に、地方財政措置を確実に講じること。
- (8) 基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映すること。

また、今後、歳出効率化に向けた取組で他団体のモデル

となる先進的な自治体が達成した経費水準の内容を反映させる仕組み（トップランナー方式）による見直しを行う場合には、町村の実情を十分踏まえるとともに、行財政運営に支障をきたすことのないようにすること。

- (9) 町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食料生産、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、人口を中心とした配分基準を是正すること。

また、現在、湖沼面積を自治体面積に含めて基準財政需要額を算定しているが、これを海域面積にも適用すること。

3 地方債の改善充実

- (1) 防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、地方債資金の所要総額の確保を図るとともに、良質な公的資金（特に、地方公共団体金融機構資金）を安定的に確保すること。
- (2) 臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。
- (3) 地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について、交付税措置を講

じること。

第5 議会の機能強化

地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなることに伴い、さらなる議会の機能強化を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地方議会議員の位置付けの明確化

地方議会議員は、地方議会に課せられている団体意思の決定及び執行機関の監視の使命を全うするため、日常的に住民の声を広く汲み取り、議案審議、政策立案、行財政の監視及び調査研究等に努める旨を法律上規定すること。

2 議会と長の関係の見直し

- (1) 二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきで、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。
- (2) 議会と長との機能バランスを図る観点から、長の不信任議決の要件を3分の2以上まで引き下げる。また、不

信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止し、長の辞職にとどめるよう制度を改めること。

- (3) 条例・予算に係る一般再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めること。
- (4) 議会が決算を「不認定」とした場合、長は、その予算執行や政策遂行上の問題点等の指摘に対し、議会へその原因や対応等を説明するよう法律上規定すること。
- (5) 議会の政策提案機能を充実させるため、予算修正権の制約について見直すこと。
- (6) 予算のうち議会費については、議会側の提案をもとに予算を編成する制度とすること。

3 議決事件に係る政令基準の廃止

議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

4 議会事務局体制の強化

議会の政策立案やチェック機能を強化するため、町村議会事務局を必置制とし、事務局体制を強化すること。

5 意見書の誠実回答の義務付け

地方議会の意見書については、法律により関係行政庁等の誠実回答の義務付けを明文化すること。

6 地方議会議員選挙の活性化

- (1) 多様な人材の議会参加を促すため、町村も市と同様に選挙運動用の自動車及び個人演説会告知・選挙運動用のポスターについて、公営選挙の対象とするよう改めること。
- (2) 選挙権と被選挙権の格差をなくすため、被選挙権年齢を引き下げるのこと。
- (3) 住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。

7 公務災害補償制度の充実

地方議会議員の活動範囲及び責任の拡大等に対応し、議員が安心して職務に邁進できるよう、地方議会議員の公務災害補償についても、地方公共団体の長をはじめ一般職までの全ての常勤職における公務災害補償を地方公共団体に代わって行っている地方公務員災害補償基金において実施することとし、その充実を図ること。

8 被用者年金制度への加入

地方議会議員が安心して議員活動に専念し、また、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保のためにも、議員退職後の老後の生活を保障する年金制度は必要不可欠であることから、基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある被用者年金制度への加入を実現すること。

第6 監査機能の強化

すべての地方公共団体が自ら責任ある監査を実施するため、監査の独立性・専門性をさらに強化する必要がある。よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 監査委員事務局の強化

監査体制を充実強化するため、監査委員事務局を必置制とし、事務局体制を整備すること。

2 監査委員の独立性の確保

監査の独立性を図るため、監査委員は議会において選任できるようにすること。

3 町村の実情に応じた監査制度の検討

監査制度の見直しにあたっては、町村の実情を踏まえた実効性のある制度となるよう検討すること。

第7 農業・農村振興対策の強化

我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化による担い手の減少、耕作放棄地の増加、国際化の一層の進展等により、深刻な状況にある。

加えて、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉の大筋合意に伴い、農業関係者の不安は一層高まっている。

このような厳しい現状を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、若者たちが希望持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に向けた取組みを行うことが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 国際協定への取組

(1) TPPは、農林水産業に深刻な影響を及ぼし、農山漁村を崩壊させる恐れが高いことから、我が国の国益を損なうことがないよう毅然として対応するとともに、十分な情報開示と説明責任を果たすこと。

とりわけ、農林水産分野の重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）などの聖域の確保について

は、国会における決議（ＴＰＰ協定交渉参加に関する決議）等を踏まえ、国民との約束を守るよう万全を期すこと。

- (2) ＷＴＯ農業交渉にあたっては、農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡のは正など我が国の提案が最大限反映されるよう、積極的な交渉を行うこと。
- (3) ＥＰＡ（経済連携協定）、ＦＴＡ（自由貿易協定）交渉においては、我が国農業の実情に配慮した交渉を行うこと。
また、日豪ＥＰＡにより、生産農家をはじめ関連産業及び地域経済に影響を及ぼすことのないよう、適切な措置を講じること。

2 食料・農業・農村施策の推進

- (1) 新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」を着実に推進するため、所要の財源を確保の上、地域の実情に応じた政策を総合的かつ計画的に実施するとともに、その進捗状況を国民に公表すること。
- (2) 新たな「食育推進基本計画」の策定にあたっては、地産地消の取組みの推進や地域農業の活性化に結びつく対策を引き続き推進すること。
- (3) 経営所得安定対策について、米価の下落等に対するセーフティネット（融資制度の充実、収入保険制度の創設等）の整備など経営安定に向けた対策の充実を図ること。

また、水田活用の直接支払交付金（飼料用米等）に係る所要額を確保し、各地域の取組みに対する支援を充実すること。

3 食の安全・安心の確保

- (1) T P Pにおいては、国民の食の安全が損なわれないよう、食の安全・安心の基準を守ること。
- (2) 口蹄疫、鳥インフルエンザ、B S E及びP E D(豚流行性下痢)によって風評被害の損害が生ずる場合については、補てんするスキームを国の責任において構築すること。
- (3) 輸入品を含めた多くの食品へのトレーサビリティ（生産流通履歴情報把握）・システムの導入を推進すること。

また、食品表示（遺伝子組換え食品を含む。）の適正化を徹底するとともに、不正を見逃さない監視体制の抜本的強化を図ること。

4 地域農業の体质強化

- (1) 地域農業の実情に応じた担い手を育成するため、中核的な担い手となる認定農業者等に対する支援を強化するとともに、高付加価値農業への取組みを支援するための経営構造対策を推進すること。
- (2) 新規就農を促進するため、情報提供、技術・経営研修、

雇用就農、資金貸付等の各分野にわたる総合的な対策を推進すること。

- (3) 日本型直接支払制度については、町村の財政負担の実情を勘案し、十分な財政支援を講じること。また、資源向上支払の対象農用地についても、農地維持支払と同じく、町村が必要と認める農用地を対象とすること。
- (4) 農地中間管理機構については、町村に業務を委託する場合、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。また、機構に農地を貸し付ける地域に支援する機構集積協力金については、国において所要額を確保すること。
- (5) 米粉・飼料用米等の生産拡大により水田等を有効活用する取組みに対する支援を拡充するとともに、米粉・飼料用米等の需要拡大施策を推進すること。
- (6) 畜産業の継続的な経営安定のため抜本的な対策を講じること。
また、配合飼料価格の高騰に対応するため、配合飼料価格安定制度の適切な運用を図ること。

5 農業基盤の整備促進と農村の振興

- (1) 「多面的機能支払交付金」については、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の保全が図られるよう、地

域の実態を踏まえ、所要額を確保すること。

- (2) 農業生産基盤に係る災害を防止するための事業を推進すること。
- (3) 野生鳥獣による農作物等の被害に対しては、関係省庁が連携して被害対策を強力に推進するとともに、個体群管理の徹底を図ること。
- (4) 「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、実態を踏まえ所要額を確保すること。
- (5) 農村経済の発展に資するため、農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を推進すること。
- (6) 農産物からエネルギーや素材の供給という新たな役割が期待されるバイオマスについて、特に食料と競合しない稲わら等の未利用バイオマスの研究開発や利活用のための対策を推進すること。
- (7) 農村を活性化するため、グリーン・ツーリズムをはじめとする農村と都市との共生・対流を図るための対策を積極的に推進すること。
- (8) 農業・農村の6次産業化の施策の実施にあたっては、農林水産業と商業、工業が連携する「農商工連携」を踏まえ、農業経営の所得向上及び農村地域の雇用創出等を講じること。

第8 森林・林業・山村振興対策の強化

我が国の林業は、国産材需要に回復の兆しがあるものの、担い手の減少や木材価格の低迷により、生産活動が停滞する厳しい状況にあり、これに伴い、間伐等の施業や伐採後の植林が行われない森林が増加するなど、森林の機能が著しく低下している。また、外国資本等による山林取得が活発化しており、我が国の水資源・森林資源の保全がおびやかされている現状もある。

一方で、森林の有する自然災害防止、国土保全、水源涵養といった多面的機能を恒久的に發揮させることが強く求められている。

このような厳しい現状を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」にかかる施策を着実に推進するために、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築等を図り、林業の成長産業化に向けた取組みを行うことが必要である。よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 森林・林業施策の推進

- (1) 「森林・林業基本計画」に基づき、森林の多面的機能の発揮と林産物の安定的供給及び利用に関する目標の達成

に向けて、森林・林業施策を総合的に実施すること。

また、基本計画の見直しにあたっては、厳しい現状にある町村の森林・林業・山村の実態を十分に踏まえて検討すること。

- (2) 森林の公益的・多面的機能を持続的に發揮させ、森林・林業対策を強化するため、新たな税財源として、全国森林環境税の創設など、国民的支援の仕組みを構築すること。

2 森林整備の促進及び森林保全の確保

- (1) 多様で健全な森林の整備・保全を図るため、「森林整備保全事業計画」の実施にあたっては、放置森林や不在村地主の増大を踏まえ、目標の達成に向け着実かつ効果的な整備を推進すること。

また、間伐等の保育を適切に実施するとともに、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の森林整備を推進すること。

- (2) 官民一体となって適切な森林の整備・保全、国産材利用などの取組みを行う「美しい森林づくり推進国民運動」を積極的に推進すること。

- (3) 外国資本等による森林買収を不安視する声が高まっていることを踏まえ、森林取得に係る市町村長への届出が確実に実施されるよう周知の徹底を図るとともに、貴重な森

林資源や水資源を守るため、引き続き有効な対策を検討すること。

- (4) 山林地域における地籍調査の進捗率が44%と低いことから、調査を早急に推進し、所有権及び境界等の実態を速やかに把握すること。
- (5) 自然災害の防止、水源の涵養など国土保全の重要な役割を担う保安林の計画的な指定及び整備を推進するとともに、適切な管理を行うこと。
- (6) 「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、実態を踏まえ所要額を確保すること。
また、森林病害虫による森林被害を根絶するため、広範な防除対策を積極的に実施すること。

3 地域林業の体质強化

- (1) 持続的で健全な林業経営体を育成するため、林業・木材産業構造改革を推進するとともに、金融・税制上の支援措置を拡充すること。
- (2) 林業就業者の育成・確保に関する支援措置を強化すること。

特に、「緑の雇用」関連事業の拡充を図るとともに、森林施業プランナーーやフォレスター等の人材育成対策を強力に

推進すること。

- (3) 地域林業の中核的役割を担う森林組合等の健全な育成を図るため、組織及び経営基盤の強化を推進するための必要な施策を講じること。
- (4) 林業・山村の6次産業化の施策の実施にあたっては、林業経営の所得向上及び山村地域の雇用創出等を講じること。
- (5) 山村を活性化し、豊かな山村社会の形成に資するため、基幹道路網の整備を促進すること。
- (6) 都市と山村の共生・対流を促進し、里山の再生・整備・利用を推進すること。

4 林産物の安定的供給

- (1) 木材産業の事業基盤を強化し、国際競争力のある国産材を大量かつ安定的に供給するため、森林施業の集約化を推進するとともに、木材加工流通拠点施設の整備を促進すること。
- (2) 国産材の需要拡大を図るため、国産材を利用した場合の優遇措置や、国産材で公共・公用施設を新改築する町村に対する財政措置を拡充するとともに、安全性を損ねない範囲で建築基準法等の規制を緩和すること。

5 国際協定への取組

EPA、FTA及びWTO交渉並びに TPPにおいては、
国内林業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮す
ること。

第9 水産業・漁村振興対策の強化

水産物の世界的需要が高まる中、我が国の水産業を取り巻く環境は、水産資源の枯渇、漁業従事者の減少・高齢化による担い手不足、輸入の増大による水産物価格の低迷など極めて厳しい状況にある。

このような厳しい現状を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得・経営力の向上を図るため、地域の特性・資源状況を踏まえた資源管理に取組むなど、活力ある水産業・漁村を実現することが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 水産業・漁村施策の推進

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、「水産基本計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進すること。

2 水産物の安全と安心の確保

(1) 輸入品を含めた水産物の安全性を確保するため、生産段

階から加工、流通段階に至る一貫した衛生管理体制を推進すること。

- (2) 食品としての水産物及び水産加工品の安心を確保するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する施策を強化すること。

3 水産物の安定的供給の確保

- (1) 排他的経済水域内等の資源を回復させるため、TAC(漁獲可能量)制度等の適正な運営を図るとともに、資源管理指針に基づく資源管理計画の高度化に向けた取組に必要な財政措置を講じること。
- (2) 排他的経游水域内における外国漁船の違法操業を防止するため、監視・指導・取締体制を一層強化すること。
- (3) 栽培漁業、海面養殖業及び内水面漁業・養殖業の振興を図るため、「つくり育てる漁業」を推進すること。
- (4) 養殖業者等の安定的な経営を図るため、コイヘルペス等魚類防疫対策を強化すること。

4 漁場環境保全対策の推進

- (1) 漁場環境及び生態系の保全を図るため、藻場・干潟の保全・造成を推進すること。
- (2) 有害物質、有害プランクトン等による水質汚濁を防ぐた

め、各種水質保全対策を強化すること。

- (3) 海上災害に起因する海洋汚染の未然防止策を徹底すること。
- (4) 内水面の生態系保全のため、有害生物や外来魚等の対策を推進すること。

5 地域漁業の体質強化

- (1) 我が国漁業を存続させ水産食料の安定供給を図るため、漁業用燃油価格が高騰する場合に備えて影響を軽減する補填措置、金融税制対策、省エネルギー型漁業の普及など必要な対策を講じること。

特に、漁業経営の安定経営改善のため、無担保・無保証人の「漁業経営改善支援資金融資推進事業」の融資枠拡大を図ること。

- (2) 水産加工業及び水産流通業の基盤強化を支援すること。
- (3) 漁業従事者の確保・育成を図るため、漁業技術の習得や経営管理能力の向上に関する支援を推進すること。
- (4) 「漁港漁場整備長期計画」に基づき、漁場・漁港・漁村の総合的かつ計画的な整備を推進すること。

なお、漁港・漁村の整備にあたっては、防災機能の強化を図ること。

- (5) 漁村を活性化するため、漁村の総合的な整備を行うこと

もに、ブルーツーリズムを推進し、漁村と都市との共生・対流を図ること。

(6) 漁業・漁村の6次産業化の施策の実施にあたっては、水産業経営の所得向上及び漁村地域の雇用創出等を講じること。

6 国際協定への取組

EPA、FTA及びWTO交渉並びにTPPにおいては、国内水産業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

第10 中小企業振興対策の強化

我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、中小企業は、引き続き、厳しい経営環境や雇用情勢に置かれている。

経済活力の源泉である中小企業を活性化し、地域再生を図るためにには、地域産業の育成、人材の確保、中心市街地の活性化など総合的な施策を展開することはもとより、即効性のある経済対策を引き続き実行することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 中小企業振興対策の拡充

地域の経済や雇用を支える重要な存在である小規模事業者の活力を最大限に發揮し、事業を持続的に発展させるため、「小規模企業振興基本計画」に基づき小規模事業者に対する支援策を強化すること。

2 地域産業の育成及び人材の確保

(1) 地域経済の活性化を図るため、地域の产学研官ネットワークの強化によるイノベーション創出環境の整備や研究開発

等に積極的に支援すること。

- (2) 「中小企業地域資源活用促進法」等に基づき、地域資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業を行うための支援を拡充すること。
- (3) 「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業における新連携、創業、経営革新への取組みを支援するための施策を充実すること。
- (4) 伝統的工芸品産業の振興を図るため、技術の承継、意匠の開発を図るとともに、製作、販売の場の提供などに対し積極的な支援を行うこと。
- (5) 中小企業の健全な発展のため、中小企業の中核を担う人材を確保・育成する事業を拡充すること。

また、商工会等の中小企業を支援する人材の確保とその資質を向上させるための事業を充実すること。

- (6) 農林水産業者との連携により新商品の開発や販路の拡大を図る農商工連携については、地域経済の活性化につなげるための支援策の強化を講じること。

3 町村の中心市街地の活性化

- (1) 地域中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備及び商業施設の整備促進を図ること。

併せて、商店街活性化のための総合的な支援を行うこと。

- (2) 大型商業施設の立地については、周辺市町村による広域調整による仕組みを導入するとともに、公共的見地に立った土地利用制度の確立を図ること。

4 中小企業金融対策の充実強化

資金繰りが悪化している中小企業の事業継続や雇用を守るため、資金需要に十分対応しうる信用保証や融資制度の拡充等の支援を継続すること。

第11 環境保全対策の推進

地球温暖化対策など環境問題が世界的な取組みとなる中で、町村においても、地球温暖化対策を推進していくことが求められている。

これを実現するため、温室効果ガスの排出削減、自然の恵みの享受と継承、3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）〕を通じた資源循環に重点を置いた施策を推進するとともに、町村が廃棄物処理や環境保全を総合的、計画的に展開する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地球温暖化対策の推進

- (1) 町村が、その自然的・社会条件に応じた地球温暖化対策の取組みを推進できるよう、必要な税財政上の措置その他の措置を講じること。
- (2) 町村の「実行計画」に設定した温室効果ガス削減目標を達成できるよう、積極的な支援体制を構築すること。

2 循環型社会システムの構築

- (1) 「第3次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、地域循環圏の形成を推進するための適切な措置を講じること。
- (2) 容器包装リサイクル制度の見直しにあたっては、制度を維持するため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、デポジット制度の導入など事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管にかかる町村と事業者の費用負担及び役割分担を確立すること。
- (3) 使用済小型電子機器等の再資源化は極めて重要であり、リサイクルの推進にあたっては、分別収集の事務を担う町村の財政負担とならないよう万全の措置を講じること。
- (4) 家電リサイクル制度の見直しにあたっては、家電リサイクル料金を販売価格に含めるよう家電リサイクル法の改正を図るとともに、町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。
また、不法投棄された廃家電の回収費用について、町村の財政負担とならないようすること。
- (5) 不法投棄車の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。

3 廃棄物処理対策の充実強化

- (1) 「廃棄物処理施設整備計画」に基づき、一般廃棄物処理

の3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）〕の推進及び廃棄物系バイオマスの利活用を図るなど、廃棄物処理施設の計画的な整備を推進するとともに、財政措置を充実強化すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体に係る適切な財政措置を講じること。

(3) 産業廃棄物処理については、最終処分場の確保に対し、必要な財源措置を行うとともに、周辺地域の環境保全に対し、万全を期すること。

(4) 産業廃棄物の不法投棄については、監視体制の充実により、未然に防止するための対策を強化すること。

(5) PCB廃棄物、石綿含有廃棄物及び処理困難な廃棄物については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の拡大と監視体制の強化を図ること。

(6) 海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法整備を早急に図ること。

また、現行の海岸漂着物地域対策推進事業については、今後とも継続し、町村の財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

(7) 座礁船の船体撤去については、無保険等により地方公共団体がやむを得ずその費用を負担する場合があるため、全

て国の責任において必要な措置を講じること。

4 有害化学物質対策の強化

- (1) ダイオキシン類等の有害化学物質の発生を防ぐため、ダイオキシン類排出抑制等の技術支援を強化すること。
- (2) 生体に悪影響を及ぼすとされるいわゆる環境ホルモンについて、早急にその有害性及び環境リスクを解明し、法規制などの抜本的対策を講じること。

5 生物多様性の保全

生物多様性保全活動促進については、鳥獣被害対策との整合性を図るため、その実施主体を都道府県に変更すること。

第12 情報化施策の推進

すべての国民が平等にICT（情報通信技術）を活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するためには、ICT基盤の整備促進、デジタル・ディバイドの解消、電子自治体の推進、人材の育成など総合的な情報化施策の推進が不可欠である。

また、マイナンバー制度については、円滑な導入及び運用が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 情報化施策の推進

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用については、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、市町村が行うバックアップ、個人情報保護及びセキュリティ対策に対する技術的支援を充実すること。
- (2) 総合行政ネットワーク（LGWAN）の利活用の一層の促進を図るとともに、市町村における行政専用のネットワークへのアクセス回線の増強に必要な財政措置を充実強化すること。
- (3) 地域情報化のための地域公共ネットワークの整備を推

進するとともに、地理的条件不利地域におけるデジタル・ディバイドを解消するため、移動通信用鉄塔、民放テレビ放送難視聴解消施設、インターネット基盤、光ファイバ網、CATV施設等の整備を促進すること。

- (4) 障害者、高齢者等を含めた誰もがICTを活用できる情報バリアフリー環境を実現するための措置を講じること。
- (5) ICT社会に対応した人材を育成するため、学校教育の情報化、情報リテラシーの向上、専門家の育成など総合的な施策を展開すること。

2 マイナンバー制度の円滑な導入及び運用

- (1) マイナンバー制度における個人情報保護方策やセキュリティ対策に係る国民の不安を払しょくするため、万全の措置を講じた上で、制度の安全性や信頼性を国民に丁寧に説明すること。
- (2) 住民からの問い合わせに対応できるよう、町村に対し必要な情報を速やかに提供するなど、窓口において混乱を来さぬよう万全を期すること。
- (3) 特定個人情報が漏えい・悪用等されることのないよう、個人番号関連システムの構築業務を遂行する地方公共団体情報システム機構と密接に連携し、円滑な制度の運用を図ること。

(4) マイナンバー制度の導入及び運用にかかる事務経費については、全額国の負担とすること。

また、システム改修や維持管理にかかる経費については、町村に超過負担が生じることのないよう、国の責任において財源を確保すること。

第13 地域保健医療の向上

我が国の医療をとりまく環境は、産科医、小児科医をはじめとする医師不足や診療科及び地域における医師の偏在の問題など極めて深刻な状況にある。

また、地域医療の確保のため重要な役割を果たしている自治体病院等は、採算性の確保が難しい医療を担っていることなどから、その多くが厳しい財政状況にある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地域保健医療の充実強化

- (1) 産科医・小児科医・麻酔科医等をはじめとする医師不足や女性医師の離職、出産・育児等との両立、地域間・診療科間の医師偏在の実態を踏まえた医師確保対策を講じること。
- (2) 過疎地域等への医師の勤務を義務付ける全国的なシステムを緊急に構築すること。
- (3) 保健師、助産師、看護師、栄養士等の専門職の養成・確保を図るとともに、地域の偏在について早急に改善策を講じ、地域の実情に即した保健医療体制を構築すること。

- (4) 地域医療の中核として重要な役割を果たしている自治体病院等が健全かつ安定した経営を維持できるよう適切な財政措置を講じること。
- (5) 国は、都道府県が地域医療構想を策定するにあたって、市町村の意見が十分反映されるよう、必要な支援を行うこと。
- (6) 消費税率10%への引上げにあたっては、病院事業の負担が増大することから、十分な支援策を講じること。
- (7) 周産期医療及び小児救急医療をはじめとする救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。
また、産科、小児科に対する診療報酬の改善を図ること。
- (8) アスベストによる健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するため、アスベスト問題に係る総合的な対策を強化し、万全の措置を講じること。

2 へき地保健医療の確保

- (1) へき地における医療施設の整備、医療従業者の確保、情報通信の活用等、総合的なへき地保健医療対策を一層推進すること。
- (2) へき地における総合医の養成・確保については、早急に対策を講じること。

(3) ドクターへリ等救命救急ヘリコプター、巡回診療車(船)
等の適切な運用を図ること。

第14 医療保険制度の改善

地方においては、依然として厳しい経済情勢が続いており、高齢者や低所得者の増加、医療費の高騰等により、住民の命を支える国民健康保険財政は極めて厳しい状況にある。これまで、市町村は多額の貴重な一般財源を国民健康保険会計へ繰り入れているが、これが市町村財政の窮乏化の大きな要因となっており、制度の維持運営が困難な状況となっている。

こうしたことから、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を図るため、平成30年度から都道府県を財政運営の責任主体とする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」が平成27年5月27日に可決・成立したところであるが、新たな制度施行に向けては課題が山積している。

国民皆保険制度を堅持するには、医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、国保と被用者保険との一本化が必要である。

また、高齢者医療制度のあり方については、地方の意見を十分踏まえ、検討すべきである。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 医療保険制度の一本化の積極的な推進

我が国の医療保険制度の将来像を明確化し、各医療保険制度間の給付と負担の公平化を図るため、全ての国民を対象とした医療保険制度の一本化を積極的に推進すること。

2 TPPと国民皆保険制度の堅持

TPPにおいては、誰もがいつでも安心して適切な医療を受けることができる国民皆保険制度を堅持すること。

3 国民健康保険財政制度の見直し

(1) 国民健康保険については、今回の法改正により都道府県が財政運営の責任主体となり、財政基盤の強化の面で一定の前進が図られたところであるが、今後の医療費の増嵩に対応し、将来にわたって制度の安定的かつ持続的な運営を確保する観点から、国が主体となって運営すること。

(2) 改正された国民健康保険法に基づく新たな制度・運用の詳細やシステムの開発・改修等にあたっては、地方と十分協議するとともに、十分な準備期間を確保すること。

また、制度改正に伴う経費については、国の責任で全額措置すること。

- (3) 「国民健康保険事業費納付金」（分賦金）の額の算定方法については、市町村の医療費水準の反映方法等の基準を政省令で明確に位置付けること。
- (4) 診療報酬体系及び薬価基準を見直し、医療費の適正化を図ること。
- (5) 保険料の標準的な算定方法や事務の広域化・効率化については、都道府県内の市町村と十分協議するとともに、保険料水準の平準化や保険料算定方式の統一への取組みは、拙速に進めることのないようにすること。
- (6) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。
- (7) 特定健康診査・特定保健指導が円滑に実施されるよう適切な措置を講じること。

4 高齢者医療制度の安定化

- (1) 高齢者医療制度については、財政基盤の強化及び運営責任の明確化などの観点から、国が主体となって運営すべきであるが、後期高齢者医療制度は定着していることから、当面は現行の枠組みを維持し、必要な改善を加えながら、安定的な運営の確保に努めること。
また、制度の必要な見直しを行う場合には、地方と十分協議を行うこと。

(2) 現行の制度創設後に講じられた保険料軽減措置の見直しによる負担増は、多くの被保険者に影響を与えることから、対象となる被保険者に不安が生じないような配慮が必要であり、見直しにあたっては、きめ細かな激変緩和措置を講じるなど、被保険者が混乱しないようにすること。

第15 老人保健福祉対策の強化

平成22年国勢調査では、65歳以上の高齢者の人口割合が23.0%と前回（平成17年）に続き世界最高となり、しかも、その16.4%に当たる479万1千人が一人で暮らしている。

こうした超高齢化社会を迎える中、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会をつくるため、老人保健福祉対策のさらなる充実を図る必要がある。

特に、介護保険制度については、高齢化の進展に伴い、サービス利用者の数は増加の一途を辿り、総費用は年々増加し、市町村における地域間格差も生じている。

このような中、政府は、介護保険法を改正し、利用者負担の見直しや予防給付の一部を市町村が行う地域支援事業に移行するなど、同制度は新たな局面を迎えている。

高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるようにするために、地域包括ケアシステムの構築を実現し、同制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 介護保険制度の円滑かつ安定的な運営

- (1) 介護保険制度については、将来にわたり安定的で公平かつ公正な制度として維持していく観点から、国が主体となって運営すべきであるが、まずは、都道府県で運営を行うこと。
- (2) 「自立支援」と「在宅重視」の基本理念に則り、被保険者が重度の要介護状態になった場合においても、可能な限り在宅生活が継続できるよう、在宅支援体制の整備を図ること。
- (3) 調整交付金については、国庫負担の外枠として措置するとともに、財政安定化基金に係る財源は町村の負担としないこと。
- (4) 介護報酬の算定基準について、事業者が適切な運営とサービスの質の確保ができるよう、各種介護保険サービスの実態を十分踏まえ、適切な見直しを行うこと。
また、地域性にも十分配慮したものとすること。
- (5) 全ての市町村が「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」へ円滑に移行できるよう、適切な支援と十分な財政措置を講じること。
- (6) 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、特に、中山間地域や離島等においても介護サービスが適切に提供できるよう、サービス提供事業者が進出しやすいような新た

な支援策を講じるとともに、訪問介護員、介護支援専門員等、人材の育成・確保を図ること。

(7) 認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員、地域生活支援コーディネーター等の研修を充実すること。

2 老人保健福祉対策の強化

- (1) 市町村介護保険事業計画に基づく介護サービスが適切に実施できるよう、介護基盤の整備及び介護従事者の確保について、必要な財政措置を講じること。
- (2) 認知症の高齢者に対する総合的対策の推進を図ること。
- (3) 働く意欲のある高齢者が多様な就業の機会を確保できるよう、雇用対策を充実させること。

第16 少子化・社会福祉対策の強化

平成26年の合計特殊出生率は1.42ポイントと前年(1.43)に比べ減少に転じ、少子化の傾向に歯止めがかからない状況にあり、こうした少子化と急激な高齢化が同時に進行することで、生産年齢人口が減少するなど、経済社会に大きな影響が及んでいる。

また、障がい者及び障がい児が自立した日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、福祉施策を推進する必要がある。よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 少子化対策の推進

- (1) 市町村が地域の実情に応じサービスを安定的に実施できるよう、子ども・子育て支援新制度の量及び質の充実に向けて、0.3兆円超の財源を確保すること。
- (2) 地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、保育所整備の促進、放課後児童クラブの拡充等を図り、子育て支援施策を総合的に推進すること。
- (3) 中学校卒業までの医療費の無料化を全国一律の制度として創設すること。

- (4) 男女共同参画社会の形成を推進するとともに、第4次基本計画の策定にあたっては、地方の意見を十分反映させること。
- (5) 若者の就労支援等の自立促進を図ること。

2 障がい者福祉対策の強化

- (1) 「障害者総合支援法」に基づく事業を実施主体である市町村が安定的に運営できるよう、地域の実情を十分踏まえ、必要な財源を確保すること。
- (2) 障害者（児）施設の整備促進を図るとともに、各種公共施設及び公共交通機関のバリアフリー化に係る適切な措置を講じること。

第17 教育・文化の振興

将来を担う子どもや青少年の育成を目指して創造的で豊かな心を育てる教育の実現を期するとともに、国民の生涯にわたる教育、文化等の振興・充実を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 義務教育の充実改善

- (1) 義務教育については自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらした教育を行うため権限及び財源を地方に移譲すること。
- (2) 小・中学校は単なる教育施設ではなく、地域の文化・郷土教育の拠点、地域コミュニティの核ともいえる地域住民の拠点であるとともに、いじめ・暴力・不登校等増加する教育課題にはきめ細かな対応が必要であるため、今後の少子化の見通しを踏まえて機械的に教職員数を削減し、学校の統廃合を促進することは行わないこと。

2 児童生徒の安全対策等の強化

- (1) 登下校中に児童生徒が犯罪に巻き込まれる事件が多発

していることから、安心して学べる環境を確保するため、通学路や小中学校内の警備・警戒体制を強化する「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」について必要な財政措置を講じること。

- (2) 児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、大地震など災害時における地域住民の応急避難場所の役割を果たすことから、学校施設の老朽化対策及び防災機能強化について必要な財政措置を講じること。
- (3) いじめ、暴力行為や不登校など児童生徒の問題が依然として憂慮すべき状況にあり、高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を活用するなど学校におけるカウンセリング機能を拡充するとともに、効果的に配置できるよう適切な措置を講じること。

3 学校における食育の推進

学校給食における地場産物の活用や米飯給食を充実するとともに、学校における食育の推進を図ること。

4 へき地学校の通学条件の改善

遠距離通学費及びスクールバス・ボート等購入費に対する必要な財政措置を講じること。

5 小・中学校等放送受信料免除措置の継続

小学校、中学校等に対する放送受信料免除措置は、今後とも継続すること。

6 青少年健全育成対策の充実

青少年がインターネットを介して犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増えていることから、家庭、学校並びに地域社会が一体となって健全育成機能の強化と青少年を取り巻く社会環境の整備等、基本的かつ総合的な対策の充実強化を図ること。

7 スポーツ・文化施設の長寿命化、機能向上等

老朽化したスポーツ・文化施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え・新設、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対する国の財政措置を創設すること。

8 文化財保護の充実

文化財の保存対策の万全を期するため、国・都道府県・市町村の責任範囲を明確化するとともに、史跡等文化財保護に対して適切な措置を講じること。

第18 生活環境施設の整備促進

水・緑豊かで潤いや景観、文化、観光交流等に配慮した環境整備を推進し、豊かさを実感できる地域社会を構築する必要がある。

また、近年、適切な管理が行われていない空き家が増加し、その老朽化に伴い、衛生、景観などの面で問題が深刻化しているため、空き家に対する総合的かつ計画的な施策を推進する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 水道施設の再構築及び安全強化

老朽化した水道施設の再構築事業及び安全強化について財政措置を講じること。

2 汚水処理施設の整備促進

(1) 「社会資本整備重点計画」に基づき、町村の汚水処理施設整備を重点的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、特定環境保全公共下水道事業の整備の促進を図る

こと。

- (2) 汚水処理事業の効率化を図るため、処理施設の連携を強化すること。
- (3) 生活排水等による公共用海域の汚濁防止等を推進するため、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の推進を図ること。

3 公園等の整備促進

- (1) 「社会資本整備重点計画」に基づき、町村の公園整備を重点的に推進するとともに、財政措置を充実すること。
- (2) 良好的な水辺空間を創造する事業や多自然川づくりなど、潤いのある河川環境を保全・創出する事業を積極的に推進すること。

4 空き家対策の推進

町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講じること。

また、空き家等の利活用を促進するための支援制度を拡充すること。

第19 消防体制の強化

地域住民の生命・財産を守るために、消火・救急・救助体制の整備を促進するとともに、消防団の充実を図るなど、消防力を強化することが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 消防体制の充実強化

- (1) 消防の広域化にあたっては、引き続き町村の実情を十分考慮し、必要な財政措置を講じること。
- (2) 多様化する災害に対応するため、消防の科学化を促進するなど消防防災施設整備について、適切な措置を講じること。
- (3) 緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る零細補助基準を廃止するとともに、所要額を確保すること。
- (4) 災害時において的確な情報の収集・伝達を行うため、防災行政無線のデジタル化の整備をはじめ高度防災情報通信体制の整備促進を講じるとともに、財政措置を充実強化すること。
- (5) 消防救急デジタル無線の維持管理に係る経費について、

適切な措置を講じること。

- (6) 救急現場・搬送途上の医療を充実するため、高規格救急自動車、消防防災ヘリコプター、高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに、救急救命士の養成確保と能力拡大を図ること。
- (7) 山村豪雪地域、過疎地域、離島等の厳しい自然条件下にある町村に対し、それぞれの実情に即応した消防施設の整備について、適切な措置を講じること。

2 消防団の充実強化

消防団は地域防災体制の中核的存在として重要な役割を果たしているため、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団員の確保、施設装備の充実及び教育訓練の改善等、消防団の充実強化が図れるよう、必要な措置を講じること。

3 国民保護法制の円滑な運用

国民保護に必要な資機材等の整備支援や地方公共団体の危機管理研修の充実強化等、有事における国民保護に関する措置を充実すること。

第20 地域改善対策の推進

同和問題は、日本国憲法で保障された国民の基本的人権にかかわる重要な問題であり、これまで国及び地方公共団体は地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境整備等の諸対策を実施し、一定の成果をあげてきた。

しかしながら、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」とする。）が失効した現在も、未だ多くの課題が残されており、引き続き課題の解決に向けた積極的な取組みが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 一般対策事業の円滑な実施等

- (1) 「地対財特法」失効に伴い一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」による施策を実施する町村に対し、十分な財政措置を講じること。

2 実効性のある人権救済制度の確立

独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。

第21 交通体系の整備促進

日常生活の基盤としての町村道、並びに高速自動車国道等の道路網の整備を図るとともに、地方における交通体系を整備促進する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 道路網の整備促進

- (1) 「社会資本整備重点計画」に基づき、町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう、財政措置を充実すること。
- (2) 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を推進すること。
- (3) 道路整備における「事業の必要性」・「費用対効果」の判断にあたっては、町村の意見を十分踏まえ、災害防除対策、交通安全施設整備など地域の実情を適切に反映すること。
- (4) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するため、適切な財政措置を講じること。

2 地域交通対策の促進

- (1) 地域住民に不可欠な地方バス路線については、赤字路線を多く抱える町村の実情に鑑み、路線維持対策に必要な財政措置を講じること。
- (2) 離島航路、ローカル鉄道などの地域公共交通の維持・再生については、適切な財政措置を講じること。

3 鉄道、空港、港湾の整備促進

- (1) 整備新幹線の既着工区間及び新規着工区間の建設を促進するとともに、未着工区間についても整備スケジュールを明確化するなど、新幹線鉄道網の整備を推進すること。
- (2) 地方空港路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に非常に多くの便益を与えていていることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。
- (3) 国内及び国際物流と交流の拠点となる港湾施設の整備を推進すること。

第22 国土政策の推進

少子・高齢化の急速な進展、グローバル化、ＩＣＴの発展等環境の変化に即応して、国土の均衡ある発展を推進する一方、国土の保全に努める必要がある。

また、我が国のエネルギー政策は、脆弱なエネルギー供給構造の強化や温室効果ガスの排出削減を図る観点から、原子力発電への依存度を強める方向を目指してきたが、深刻な原子力災害を踏まえ、各エネルギー源のあり方や地球温暖化への取組に関して大幅な見直しを迫られた。エネルギーは国民経済の健全な発展と国民生活の安定のために不可欠な要素であることから、国においては、平時・緊急時の双方において、需要と供給が安定的にバランスの取れた状態を継続的に確保できるエネルギー需要のあり方について検討することが求められている。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 國土形成計画法に基づく「國土形成計画」の推進

今後の国土政策の指針というべき新たな国土形成計画（全国計画）に基づき、人口減少の克服・地方創生の観点から、都市と農山漁村の共生する社会が実現されるよう、町村の取

組を積極的に支援すること。

2 社会資本の老朽化対策

防災・減災に資する国土強靭化に向け、社会資本の老朽化対策を総合的に推進すること。とりわけ、橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的・人的支援や必要な財政措置を講じること。

3 国土保全対策の強化

- (1) 「社会資本整備重点計画」に基づき、治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業の積極的な推進を図ること。
- (2) 電気・ガス、上下水道等のライフライン施設や基幹となる交通・通信施設等の災害に対する安全性・信頼性を強化すること。

4 国土調査事業の強化及び土地台帳の制度化

全国の土地所有・利用実態を速やかに把握するため、土地台帳制度を構築し、地籍調査については公共事業により推進を図ること。

5 エネルギー対策の推進

- (1) 東日本大震災に伴う原子力災害を踏まえ、太陽光、風力、

水力、地熱、バイオマス等の地域資源を活用した環境負荷の小さい再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、財政措置を講じるとともに、自立・分散型のエネルギーシステムを構築すること。

- (2) 住民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給に努めるとともに、発電コストの増加を抑え、安易に電気料金の引き上げを行わないようにすること。
- (3) 原発の安全規制体制に対する信頼性を回復するため、国による検査・監督を実施・強化するとともに、地元町村への迅速な情報提供の徹底を図ること。
- (4) 原発の再稼働にあたっては、新規制基準のもと、未曾有の自然災害等を想定した検証を徹底的に行うとともに、地元町村や住民の十分な理解を得ること。
- (5) エネルギー施設の立地地域に対して、電源立地地域対策交付金をはじめとする財政措置の充実強化を図ること。

6 水資源対策の推進

- (1) 水源地域における生活環境、産業基盤を整備し、水源地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法成立前の既設ダムを有している町村を含め、ダム所在町村に対するきめ細かな財政措置を講じること。

また、水道の安全性を確保する観点から、水源地域と上下流に渡る河川における廃棄物の不法投棄及び有害物質の排出抑制のための監視・指導を行う枠組みの策定等を早急に構築すること。

- (2) ウォータープラン21に基づき、異常渇水等に対応した安定的な水資源を確保するため、総合的な水資源開発にかかる施策を推進すること。
- (3) 水源複層林の整備及び水源林対策の拡充を図るとともに、放置山林の対策を強化すること。
- (4) 外国資本等による水源地やその周辺地域の買収等を不安視する声が高まっていることを踏まえ、安全保障及び公益性の観点から、「国民共有の貴重な財産」である水資源を守るため、引き続き有効な対策を検討すること。

第23 北方領土の早期返還の実現、竹島の領土権確立 及び尖閣諸島海域での安全操業の確保等

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島からなる「北方四島」及び島根県隠岐島北西約158kmに位置する「竹島」、南西諸島西端に位置する「尖閣諸島」は我が国固有の領土である。

しかしながら、北方四島及び竹島の領有権に係る問題は、長年にわたる交渉にもかかわらず、未だ解決されていない。

また、尖閣諸島海域への中国の公船や漁船による侵犯が頻発しており、我が国の漁業の安全な操業に影響を及ぼしている。

国においては、これらの問題の解決のため、精力的に外交交渉を行う必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 北方領土の早期返還の実現

北方領土の早期返還は、国民の多年にわたる念願であり、国は、日ロ両国首脳の合意である「日ロ関係に関する東京宣言（平成5年10月）」等を踏まえ、今後も引き続き、北方四島の早期返還実現のため、粘り強く外交交渉を続けるとともに、国民世論の啓発及び国際世論の喚起に積極的に努める

こと。

2 竹島の領土権確立

- (1) 我が国固有の領土である竹島の領土権を侵害する動きに対しては、厳重に抗議を行うとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた強力な外交交渉を行うこと。
- (2) 竹島周辺漁業における安全操業の確保を図ること。
- (3) 竹島問題に対する取り組みを北方領土と同様に強化するとともに、国民への積極的な啓発活動を展開すること。

3 尖閣諸島海域での安全操業の確保

尖閣諸島海域の監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講じること。

4 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応

中国漁船の領海侵犯及び違法操業への取締体制の強化を継続するとともに、違法操業により影響を受けた漁場等の回復策を講じること。

第24 基地対策の推進

基地を抱える町村は、我が国の安全保障の一端を担うと同時に、騒音問題や事件・事故、環境問題など、長年の間、基地の存在による過重な負担を背負っている。

我が国の安全保障に係る負担は、本来国民全体で背負うべきであるが、実際は基地が所在する町村の負担により成り立っているのが現状であり、基地の負担軽減に向けた対応及び特別の財政措置が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 基地の負担軽減対策

- (1) 米軍基地の整理・縮小及び返還を推進すること。
- (2) 国民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に見直すとともに、基地周辺の住民生活の安全確保に万全の措置を講じること。

2 基地対策関係予算の充実強化

- (1) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）の充実を図

ること。

- (2) 基地周辺住民の基地に対するさらなる理解と協力を得るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金などの基地周辺対策費を強化すること。

第25 特定地域の振興

過疎、半島、旧産炭、豪雪、鉱山所在、離島、沖縄・奄美・小笠原など特定地域の振興を図る必要がある。よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 過疎地域の振興

(1) 地方交付税を充実し、過疎地域町村の財政基盤を強化すること。

また、過疎地域の自立促進を図るため、過疎対策事業債、辺地対策事業債の所要額を確保すること。

(2) 都市との交流、多様な主体の協働等による地域社会の活性化と人材の育成・活用等による総合的な集落対策を積極的に推進するための支援措置を拡充・強化すること。

(3) 過疎地域における郵政サービスが果たす役割を十分踏まえ、郵便事業の低下をきたすことのないよう必要な措置を講じること。

2 半島地域の振興

(1) 半島地域の振興に資するため、新たな半島振興法に基づ

き関係道府県が策定する「半島振興計画」に基づく施策が着実に実現できるよう金融・税制・財政上の支援措置を充実すること。

- (2) 国土幹線軸からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、港湾等の交通基盤の整備を促進すること。
- (3) 観光基盤の整備を促進し、半島地域の優れた観光資源を活用した観光レクリエーション産業を育成すること。
- (4) 地理的条件から水資源の乏しい半島地域の総合的な水資源対策を推進すること。
- (5) 全国平均と比較して遅れている下水道処理施設等の整備を促進すること。

3 旧産炭地域の振興

産炭地域の振興に大きな役割を果たしてきた国の石炭政策は平成13年度をもって終了し、法失効後の施策として、5年間の激変緩和措置が実施されてきたが、平成18年度をもって終了した。

しかし、多くの旧産炭地域町村においては、今なお人口の流出、財政の悪化、ぼた山・鉱害の残存等多くの課題を抱えている。

国は、このような旧産炭地域の厳しい現状を直視し、今後とも地域の実情に即した振興対策を講じること。

4 豪雪地帯の振興

- (1) 「豪雪地帯対策基本計画」に基づく豪雪地帯対策の推進にあたっては、道府県計画を最大限尊重し、総合的な豪雪対策を推進すること。
- (2) 冬期交通を確保するため、道路、歩道、鉄道及びバス路線等の除雪・防雪・凍雪害防止対策の充実を図ること。
また、除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。
- (3) 積雪による通信機能の停滯を防ぐため、通信用施設の整備促進と雪害防除策の強化を図ること。
- (4) 耐雪耐寒構造の学校教育施設、生活環境施設、社会福祉施設等各種公共施設の整備を促進すること。
- (5) 冬期無医地区等に対する医療体制を強化すること。
- (6) 豪雪地帯町村に対し、地方交付税の傾斜配分強化を図るとともに、地方債の起債枠を拡大すること。
- (7) 雪下ろしが不要となる克雪住宅の普及に係る支援を促進すること。
- (8) 雪処理の担い手を確保するため、ボランティアの育成や地域外からの応援に対する支援策を講じること。
- (9) 雪崩、地すべり、地吹雪等から人命や財産を守るため、雪害防止対策を強化すること。

- (10) 冬期における消防機能の低下を防ぐため、消防施設・設備の整備に係る財政措置を拡充すること。
- (11) 異常気象により生じる大雪による集落の孤立を未然に防ぐ道路対策などについて、豪雪地帯として指定されていない地域も含め、早急に調査研究するとともに、併せて雪による道路交通遮断の防止方策、迅速な復旧体制の確立等、万全の対策を講じること。

5 鉱山所在地域の振興

- (1) 鉱山所在地域の振興対策を推進するとともに、税財源対策の強化を図ること。
- (2) 国内鉱山の探鉱開発の推進及び金属鉱産物備蓄制度の充実を図ること。
- (3) 金属鉱業研修技術センター支援措置の強化を図ること。
- (4) 鉱害防止対策の充実強化を図ること。
- (5) リサイクル事業支援の拡充等環境対策の推進を図ること。
- (6) 鉱山跡地の利用等、鉱山資源の活用に対する財政措置の拡充強化を図ること。

6 離島地域の振興

- (1) 「離島振興法」に基づく、「離島振興基本方針」及び「離

島振興計画」に則り、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、人口の著しい減少の防止と定住の促進を図るための施策等を積極的に推進すること。

- (2) 「離島振興法」第1条の2に規定された国の責務に則り、新しい「離島振興基本方針」及び「離島振興計画」に基づく予算額を確保すること。
- (3) 「離島振興法」第7条の2及び第7条の3に規定された「離島活性化交付金」について、個々の離島の実情に即した「離島活性化交付金等事業計画」を十分尊重し、交付金の拡充強化を図ること。
- (4) 離島の活性化と定住促進のため、「離島振興法」第18条の2に規定された「離島特別区域制度」の詳細設計を定めた新たな法制度を早急に検討すること。
- (5) 離島航路・航空路は、離島住民の生活にとって生命線であり、その安定的な維持が定住の促進に欠かせないことから、「離島航路・航空路支援法（仮称）」を早期に制定すること。
- (6) 我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る観点から、特に重要な役割を担っている離島の保全及び振興に関する特別の措置について、新たな特別措置法を早期に制定するとともに、

必要な予算枠確保などの措置を講じること。

7 沖縄・奄美・小笠原地域の振興

- (1) 沖縄にあっては、「沖縄振興特別措置法」に基づく「沖縄振興計画」に則り、道路、空港、港湾及び漁港等産業基盤の整備を促進するとともに、定住条件の整備、地域特性に応じた産業振興に取り組み、持続可能な離島地域社会を形成するための諸施策を積極的に推進すること。
- (2) 奄美群島にあっては、「奄美群島振興開発特別措置法」に基づき、群島の自立的で持続可能な発展に向けた諸施策を積極的に推進するとともに、奄美群島振興交付金を充実確保すること。
- (3) 小笠原諸島にあっては、「小笠原諸島振興開発特別措置法」に基づき、島の実情に即した交通・観光・産業基盤及び生活環境施設の整備、定住環境の改善等、自立的発展に向けた諸施策を積極的に推進すること。

	各 地 区 要 望	
--	-----------	--

第1 北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望 (北海道地区)

北海道は国土の22%にも及ぶ広大な面積を擁し、わが国における開発可能性を有する唯一の地域であるが、開発の基礎的条件である交通体系は著しく立ち遅れている。

北の大地・北海道が、21世紀のわが国に大きく貢献していくため、基幹交通体系の整備は緊急課題であるので、次の事項が早急に実現されるよう強く要望する。

記

1 北海道新幹線の建設促進

- (1) 新青森・新函館北斗間の万全の体制による開業と札幌までの早期完成
- (2) 貸付料など幅広い観点からの更なる建設財源の確保や財源措置の拡充による地方負担の軽減
- (3) 青函共用走行区間における新幹線高速走行の早期実現

2 高規格幹線道路等の整備促進

- (1) 高速自動車国道の整備促進
- (2) 一般国道の自動車専用道路の整備促進
- (3) 高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路の建設促進
- (4) 地域高規格道路の建設促進

第2 東北地方における高速自動車国道等の整備促進に関する要望 (東北地区)

国土の均衡ある発展を図るために、基本的な社会基盤である高速交通網の整備が不可欠である。

特に、東北地方においては、道路は日常の生活を支え、経済・文化の交流を活発化させるとともに、産業振興を図るうえで幹線道路網の整備は最重要課題である。

また、整備された道路は、緊急時や災害時の命救助、生活物資輸送等にあたり、「命の道路」となることからも必要不可欠である。

については、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 道路予算を含む公共事業関係費については、必要な事業量に見合うよう平成21年度以前の規模を回復すること。

2 国道・県道及び市町村道については、均衡ある整備が必要不可欠であるので、まちづくりと連動した主たる社会資本として、その整備に対し適切な財政措置を講じること。

また、防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋りょう、トンネル等の老朽化が進むインフラについては、自治体の定めたメンテナンスサイクルに基づき、長寿命化対策等が確実に実施できるよう、維持管

理・更新に係る安定的な予算を確保するとともに、人材育成や戦略的な技術開発など技術的支援を推進すること。

- 3 国策による原子力関連施設が集積する下北半島地域において、広域避難路となる下北半島縦貫道路の早期全線整備をはかるため、重点的に予算を配分すること。
- 4 「上北自動車道」の未整備区間約16kmの整備促進
- 5 「津軽自動車道」の鰺ヶ沢道路の早期完成及び「柏IC～浮田IC間」の早期事業着手
- 6 復興道路の三陸沿岸道路「三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道（総計画延長359km）」の整備促進
- 7 復興支援道路「東北横断自動車道釜石秋田線（計画延長80km）」の整備促進
- 8 復興支援道路「みやぎ県北高速道路」の早期完成及び整備促進
- 9 東北中央自動車道の下記区間の整備促進等
 - (1)整備促進
 - ・福島JCT～米沢IC～米沢北IC間

- ・南陽高畠 I C～山形上山 I C間
- ・東根 I C～尾花沢 I C間
- ・新庄北 I C～昭和 I C間 (泉田道路)
- ・昭和 I C～金山 I C間 (新庄金山道路)
- ・下院内～雄勝こまち間 (横堀道路)

(2)新規事業化

- ・金山～上院内間の未事業化区間

10 日本海沿岸東北自動車道の下記区間の整備促進

- ・朝日まほろば I C～あつみ温泉 I C間 (朝日温海道路)
- ・酒田みなと I C～遊佐鳥海 I C間
- ・遊佐鳥海 I C～象潟 I C間 (遊佐象潟道路)
- ・二ツ井白神 I C～今泉 I C間 (二ツ井今泉道路)

11 常磐自動車道のいわき中央 I C～相馬 I C間の4車線化

12 一般国道 115 号相馬福島道路の整備促進

13 会津縦貫南道路及び栃木西部・会津南道路の整備促進

第3 関東地方における高速交通体系の建設促進等に関する 要望 (関東地区)

首都圏に位置する関東各都県の一体的かつ均衡ある発展を図るために、高速交通網の整備が極めて重要である。

特に、首都圏周辺の道路整備は、順次整備されつつあるが、増大する自動車交通需要への対応が遅れている現状から、引き続き必要な道路財源を確保するとともに地方の意見を十分に反映し、広域的な幹線道路網及び鉄道の整備促進等を図ることが必要である。

よって、下記事項の早期実現化を図られるよう強く要望する。

記

- 1 東関東自動車道水戸線の建設促進
- 2 首都圏中央連絡自動車道の整備促進
- 3 中央自動車道の渋滞対策の早期実現
- 4 東京外かく環状道路の建設促進
- 5 新東名高速道路全線の建設促進及びインターチェンジの設置
- 6 中部横断自動車道の早期実現
- 7 リニア中央新幹線の早期実現

第4 北信越地方における高速交通体系の整備促進に関する 要望 (北信越地区)

日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展と地域の振興を図るために、新幹線ならびに高規格幹線道路網の早期整備が不可欠である。

また、東日本大震災を契機に、災害時における交通機能の重要性が改めて確認されたところであり、多重系の輸送体系の確立による災害に強い強靭な国土づくりがこれまで以上に求められている。

特に北陸新幹線は、環日本海時代を迎える、21世紀の全国高速交通体系の柱として、日本海国土軸の形成に必要不可欠な国家プロジェクトであり、大規模災害時等における東海道新幹線の代替補完機能を有する極めて重要な路線である。

去る3月14日、長野・金沢間が開業し、沿線地域に顕著な開業効果が現れているところであり、引き続き、金沢以西の全線を早期に整備する必要がある。

よって、政府ならびに関係機関におかれでは、これらの諸事情に鑑み北陸新幹線のフル規格による東京・大阪間の全線整備が一日も早く実現されるよう、下記事項の早期実現を図られるよう強く要望する。

記

1 北陸新幹線の整備促進

- (1) 現在建設中の金沢・敦賀間について、東海道新幹線の代替補完機能及び日本海国土軸の強化を図る観点から、平成34年度末までの開業が確実に実現するよう整備を促進するとともに、敦賀駅における旅客利便性の確実な確保を図ること。
- また、平成34年度末までの確実な敦賀開業を前提に、より一層早期の開業効果発現のための金沢・福井間の先行開業について、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームの議論を踏まえ、検討を進めること。
- (2) このため、収支採算性に優れた北陸新幹線の事業費として十分な建設財源を確保するとともに、未着工区間の整備を促進すべく、新幹線への公共事業費の拡充・重点配分、貸付料の活用、必要に応じ借入金の検討等必要な財源を確保され、整備スキームを見直すこと。
- (3) 東海道新幹線の代替補完機能の確立による災害に強い国土づくりの重要性等に鑑み、速やかな敦賀以西のルート決定に向け、沿線地域の意見を踏まえながら調査等を進め、大阪までのフル規格による整備方針を早期に明確化し、あらゆる手段を尽くして大阪までの早期全通を図ること。
- (4) 地方負担については、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないよう、コスト縮減や国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講ずるとともに、各県への停車の配慮など負担に見合う受益の確保を図ること。

- (5) 北陸新幹線開業に伴う並行在来線は、従来にはない長大な区間であり、地域住民の交通手段であるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っている。こうした並行在来線の初期投資に係る地方負担に対しては、財政措置が講じられたところであるが、既に経営が分離されている第3セクターも含め、並行在来線が存続できるよう、引き続きこれまでの枠組みの見直し・再検証を行い、JRからの協力・支援のあり方や並行在来線の赤字解消相当分も含まれている貸付料の活用、平成43年度以降の貨物調整金制度の見直しへの対応など幅広い観点からの財源確保の方策も含め、新たな仕組みを早急に構築するとともに、設備投資に係る支援制度の拡充や予算枠の確保など、支援施策の充実を図ること。
- (6) 以上、北陸新幹線の整備促進、並行在来線への支援、地方負担の軽減等の諸課題に対応するため、公共事業費の拡充・重点配分、JRからの貸付料の活用など、幅広い観点から十分な財源を確保すること。

2 高規格幹線道路の整備促進

〔国土開発幹線自動車道〕

- (1) 日本海沿岸東北自動車道（朝日まほろば～あつみ温泉）
- (2) 上信越自動車道（早期全線4車線化）
- (3) 東海北陸自動車道（早期全線4車線化）
- (4) 中部横断自動車道（清水～佐久）

(5) 東北横断自動車道いわき新潟線（全線4車線化）

[一般国道の自動車専用道路]

- (1) 中部縦貫自動車道（松本～福井）
- (2) 三遠南信自動車道（飯田～三ヶ日）

3 地域高規格道路の整備促進

広域的な地域の連携強化のため、全国レベルの高規格幹線道路とともにこれと連携する幹線道路ネットワークの軸となる地域高規格道路の整備を促進すること。

第5 東海地方における高規格幹線道路網等の整備促進に関する要望 (東海地区)

高速自動車国道をはじめとする高規格幹線道路網は、国民生活の向上や活力ある国土形成にとって欠くことのできない極めて重要な社会基盤であり、同時に、地震や台風などの大規模災害時においては、緊急交通路、既存道路の代替路、緊急物資の輸送路としても大きな役割を果たすものである。

とりわけ東名・名神高速道路は、わが国の自動車交通の大動脈として、産業経済の発展や国民生活の向上に大きく寄与してきたところであるが、交通量の増大に伴う慢性的な渋滞により、その機能が著しく低下している。

新東名・新名神高速道路は、こうした渋滞を緩和するとともに、東西交通を支える新たな大動脈としてのみならず、東海地方において発生が危惧されている南海トラフの巨大地震の発災時や各種産業の活性化及び観光振興などに対しても極めて重要な役割を果たすものである。

高規格幹線道路を中心とした幹線道路ネットワークは、地域の競争力を向上させるとともに、災害・救急医療時に被災者や救急患者などを搬送する「命の道」として機能する等、基礎インフラとしての重要度が増していることから、未整備区間が多く残されている現状に鑑み、国の責任により着実に整備する必要がある。

よって、国においては、下記事項の実現に向け積極的に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 国の根幹的施設である新東名・新名神高速道路の早期全線開通に向け、着実に事業を推進すること。
- 2 東海環状自動車道の早期全面完成に向け、西回り区間(関広見 I C～新四日市 J C T間)において着実に事業を推進すること。
- 3 紀伊半島の熊野尾鷲道路（II期）、熊野道路、新宮紀宝道路の着実な整備促進並びに未事業化区間（熊野 I C～紀宝 I C）の早期事業化を図ること。
- 4 伊豆縦貫自動車道の早期完成に向け、着実に事業を推進すること。
- 5 東海北陸自動車道（白鳥 I C～飛驒清見 I C間）の4車線化に向け、着実に事業を推進すること。
- 6 名古屋環状2号線の早期全線開通に向け、西南部・南部(名古屋西 J C T～飛島 J C T間) 区間の整備を加速すること。
- 7 西知多道路は、国が責任を持つべき道路として、国において来年度事業化を図ること。

第6 近畿地方における高規格幹線道路網等の建設促進に関する要望 (近畿地区)

国土形成計画における「近畿圏広域地方計画」に位置付けられた下記の高規格幹線道路等の早期着工と既着工路線についての早期完成を図られるとともに、紀伊半島縦貫自動車道（新宮市～五條市）及び東海南海連絡道（伊勢市～五條市）構想の具体化に向けて建設計画を早期に策定されたい。

記

1 国土開発幹線自動車道

- (1) 近畿自動車道名古屋神戸線
- (2) 近畿自動車道紀勢線
- (3) 中国横断自動車道姫路鳥取線

2 一般国道自動車専用道路

- (1) 京奈和自動車道

3 地域高規格道路

- (1) 鳥取豊岡宮津自動車道

第7 中国地方における高速交通体系等の整備促進に関する 要望 (中国地区)

国土の骨格を形成する高速交通網の整備は、地方の自立ある発展はもとより、地域産業の育成や都市と農山漁村との広域にわたる交流を図るため、地方にとっては極めて重要な課題となっている。

中国地方においても、その一体的な発展を図るうえで、高速交通網の整備を促進し、地域間の移動時間の短縮を図ることが特に重要である。

また、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震に備え、災害に強い国土構造を構築するためには、高速自動車道路の整備促進が必要不可欠である。

よって、政府並びに関係機関においては、道路整備の遅れている地方に優先的に道路財源を投入し、下記事項の早期実現を図られるよう、強く要望する。

記

- 1 中国横断自動車道姫路鳥取線及び岡山米子線の拡張整備促進
- 2 山陰自動車道の早期建設（鳥取～小月）
- 3 下関北九州道路の早期整備
- 4 地域高規格道路の整備促進
- 5 国道2号及び9号の整備並びに山陰山陽連絡道路の整備促進
- 6 山陰・山陽・四国を結ぶ中四国横断新幹線の早期実現
- 7 広島都市圏交通網の整備促進

第8 「四国8の字ネットワーク」の早期整備及び 道路インフラの老朽化対策に関する要望 (四国地区)

「四国8の字ネットワーク」は、本州四国連絡高速道路と一体となって、全国の高速道路ネットワークを形成することで、物流をはじめとする様々な経済活動や交流を促進し、四国の活性化に大きな効果をもたらす重要な根幹となる社会資本である。

しかしながら、「国土ミッシングリンク」により、高速交通ネットワークの機能が十分形成されていない四国地方は、豊かな自然や多様な地域資源が活かされず、地域経済の発展や観光振興に大きな影響を及ぼしているとともに、過疎化の進行など他の地域との格差が拡大している。

近い将来発生すると予測される南海トラフ地震等の災害時において、迅速な人命救助や緊急支援物資の輸送のためには「命の道」となる「四国8の字ネットワーク」の早期整備は急務であり、また、今後、四国地方が地域の強みを生かし、地域連携によって自立し、災害に強い国土を形成し、住民の安全・安心な暮らしを確保するためにも、高速交通ネットワークを早期に確保することは四国にとって喫緊の課題である。

一方、高速道路から市町村道に至る道路の老朽化対策も急務な課題となっている。道路の橋梁は全国で70万橋、トンネルは1万箇所といわれており、なかには老朽化等による危険を指摘されるものも含まれている。今後の震災対応をはじめとする安全・安心な地域社会の構築のために、チェック体制を確保し、

必要に応じた対策を早急に講ずる必要がある。

よって、国は下記の事項について早急に適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

1 高速交通ネットワークの整備は、地域の活性化や生活利便性の向上、都市と地域の連携強化、さらには、南海トラフ地震等の災害時の緊急輸送道路の確保や救急患者の輸送時間の短縮などに大きく寄与する重要な事業であるため、経済性や効率性だけを優先することなく、地方の実情を踏まえて行うこと。

特に、緊急時に「命の道」となる「四国8の字ネットワーク」は、国の責任においてミッシングリンクの解消及び暫定2車線となっている区間の4車線化も含め早期整備を図ること。

2 道路の老朽化対策は待った無しの状況にあるが、市町村は財政、人員、技術等の面で課題があることから、国は、地方が真に必要とする道路整備の予算確保に加え、道路インフラの老朽化対策を進めるため、点検、診断、補修等に対する補助制度の拡充等、財政措置を充実するとともに、人材育成等も含めた点検・診断システムの構築を図ること。

3 整備が遅れている四国地方の国道、県道、市町村道等については、住民にとって利便性が高く機能的で地域の実情に即した道路網となるよう整備を促進すること。

第9 九州地方における交通網の整備促進に関する要望 (九州地区)

「国土の均衡ある発展」「豊さの実感できる社会」の実現を図るためにには、定住と地域振興の基本条件となる基幹交通網、生活・産業基盤等社会資本の整備を着実に推進することが肝要である。

しかしながら、九州域内を循環する高速道路、新幹線などの広域ネットワークの整備をはじめ、各種社会資本の整備は遅々と進まずその整備促進が喫緊の課題である。

よって、真に必要な道路網の計画的な整備と地方の声や実情に十分配慮した道路整備のための安定的な財源を確保するとともに、下記事項の整備を積極的に推進されるよう強く要望する。

記

1 新幹線鉄道の建設促進

- (1) 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の建設促進
- (2) 東九州新幹線の整備計画路線への早期格上げ
- (3) 九州横断新幹線（大分～熊本間）の整備計画線への早期格上げ

2 在来鉄道線の整備

- (1) 日豊本線高速化、複線化の促進
- (2) 主要幹線鉄道の電化、複線化の促進
 - ・鹿児島本線
 - ・篠栗線
 - ・長崎本線
 - ・唐津線
 - ・筑肥線
 - ・筑豊本線
 - ・佐世保線
 - ・大村線
 - ・豊肥本線
 - ・肥薩線
 - ・久大本線
 - ・日田彦山線
- (3) 地方鉄道対策の推進
 - 第三セクター鉄道に対する財政支援等の充実強化

3 高規格幹線道路等の整備

- (1) 東九州自動車道の早期完成
- (2) 九州横断自動車道長崎線全線4車線化（長崎多良見～長崎間）の早期整備
- (3) 九州中央自動車道の建設促進
- (4) 西九州自動車道の建設促進
- (5) 南九州西回り自動車道の建設促進
- (6) 島原・天草・長島架橋構想の推進
- (7) 有明海沿岸道路の整備促進
- (8) 中九州横断道路（大分～熊本間）の早期整備
- (9) 下関北九州道路の早期整備
- (10) 那覇空港自動車道の整備促進
- (11) 沖縄西海岸道路（那覇北道路）の整備促進
- (12) 地域高規格道路の早期整備
- (13) 主要国道（直轄事業）の整備促進

4 空港の整備促進

- (1) 福岡空港、北九州空港、有明佐賀空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、対馬空港、福江空港、種子島空港、奄美空港、徳之島空港の整備促進
- (2) 那覇空港増設事業の早期着工・早期完成
- (3) 福岡空港の滑走路増設の早期着手・完成
- (4) 福岡空港の総合的調査を踏まえた新空港の調査研究の継続
- (5) 北九州空港の貨物拠点化にむけての滑走路延伸
- (6) 地域航空システムの推進
 - ① コミューター空港（地域航空用空港）の空港法への位置づけ
 - ② コミューター航空の充実強化
 - ③ 離島航空路線の維持充実